「教育現場におけるクラウド活用の推進に関する有識者会合」 開催要綱

1 目的

総務省が平成 26 年度から同 28 年度までに実施した「先導的教育システム 実証事業」において、教育現場におけるクラウドの利用には、コスト面をはじめ、多くのメリット(「4S」(※1))があるとされている。

また、「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)及び「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(同日改訂)においては、現在総務省が実施しているスマートスクール・プラットフォーム実証事業(※2)の前提として、教育分野のクラウドの導入を推進すべきこととされている。

以上を踏まえ、教育現場におけるクラウドの導入を進めるため、教育委員会が少ない負担でクラウドを導入することができる望ましい在り方を検証し、教育の情報化を推進することを目的として、本会合を開催する。

※1 Seamless:家庭・学校・地域で切れ目なく学ぶことができる。

Secure:データを安全・安心に保管・利用することができる。

Scalable:システムの利用量に柔軟に対応できる。

Savable: コストを抑えることができる。

(「教育 I C T ガイドブック Ver. 1」(H29.6 総務省) より)

※2 教職員が利用する「校務系システム」と、児童生徒が利用する「授業・学習系システム」との間の、安全かつ効果的・効率的なシステム連携及びデータの利活用手法について実証し、「スマートスクール・プラットフォーム」として標準化するために総務省が平成29年度から実施している事業。

2 名称

本会合は、「教育現場におけるクラウド活用の推進に関する有識者会合」と称する。

3 主な検討事項

- (1)授業・学習系及び校務系システムのクラウド化について、教育委員会が 負荷なく導入できる望ましいあり方の検討。
- (2) 上記を実現するにあたり、その阻害要因の検討。

4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員等は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会合には、座長及び座長代理を置く。
- (3)座長は、本会合を招集し、運営する。また、座長代理は、座長を補佐し、 座長が不在のときは、座長に代わって本会合を招集し、運営する。
- (4)座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。
- (5) その他、本会合の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会合は、原則として非公開とする。
- (2)本会合で使用した資料及び議事要旨は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者及び第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 開催時期

本会合は、平成30年11月から平成31年3月までを目途として開催する。

7 その他

本会合の庶務は、情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室において行う。

氏名		所属
赤堀	侃司(座長代理)	一般社団法人 ICT CONNECT 21 会長
生貝	直人	東洋大学経済学部総合政策学科 准教授
伊藤	寛	新地町教育委員会教育総務課 指導主事兼社会教育主事
梅嶋	真樹	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教 授
佐藤	昌宏	デジタルハリウッド大学大学院 教授
清水	康敬 (座長)	東京工業大学 名誉教授
中井	陽子	日本マイクロソフト株式会社パブリックセクター事業本部 業務執行役員、文教営業統括本部 統括本部 長
永宮	直史	特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会 事務局長
宮崎	達三	株式会社ミライト・テクノロジーズ 常務執行役員

※敬称略、五十音順

(オブザーバ)

文部科学省	初等中等教育局 情報教育・外国語教育課
経済産業省	商務・サービスグループ サービス政策課 教育産業室